



事務連絡
平成28年11月24日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

歯科用薬剤「リグロス歯科用液キット」の算定について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡しましたのでお知らせいたします。

[別 記]

公益社団法人 日本医師会
公益社団法人 日本歯科医師会
公益社団法人 日本薬剤師会
一般社団法人 日本病院会
公益社団法人 全日本病院協会
公益社団法人 日本精神科病院協会
一般社団法人 日本医療法人協会
公益社団法人 全国自治体病院協議会
一般社団法人 日本私立医科大学協会
一般社団法人 日本私立歯科大学協会
一般社団法人 日本病院薬剤師会
公益社団法人 日本看護協会
一般社団法人 全国訪問看護事業協会
公益財団法人 日本訪問看護財団
一般社団法人 日本慢性期医療協会
公益社団法人 国民健康保険中央会
公益財団法人 日本医療保険事務協会
独立行政法人 国立病院機構本部企画経営部
独立行政法人 国立がん研究センター
独立行政法人 国立循環器病研究センター
独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター
独立行政法人 国立国際医療研究センター
独立行政法人 国立成育医療研究センター
独立行政法人 国立長寿医療研究センター
独立行政法人 地域医療機能推進機構
独立行政法人 労働者健康福祉機構
健康保険組合連合会
全国健康保険協会
社会保険診療報酬支払基金
各都道府県後期高齢者医療広域連合 (47カ所)

財務省主計局給与共済課
文部科学省高等教育局医学教育課
文部科学省初等中等教育局財務課
文部科学省高等教育局私学部私学行政課
総務省自治行政局公務員部福利課
総務省自治財政局地域企業経営企画室
警察庁長官官房給与厚生課
防衛省人事教育局
大臣官房地方課
医政局医療経営支援課
保険局保険課
労働基準局補償課
労働基準局労災管理課

事 務 連 絡

平成28年11月24日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局歯科医療管理官

歯科用薬剤「リグロス歯科用液キット」の算定について

平成28年厚生労働省告示第392号において、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号）の一部が改正され、第10部追補（6）に歯科用薬剤としてリグロス歯科用液キット600 μ g及びリグロス歯科用液キット1,200 μ gが追加されたところです。

当該薬剤は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第2 歯科点数表の第2章第9部手術の区分番号「J063 歯周外科手術 4 歯肉剥離搔爬手術」を実施した際に使用可能であり、「特掲診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）の第十二の「四」に規定する特定薬剤には該当しないため、手術に当たって当該薬剤を使用した場合は手術の所定点数に薬剤料を合算した点数により算定して差し支えないことを貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知を図るよう、ご協力をお願い申し上げます。

参考：歯科点数表の第2章第9部手術に規定する特定薬剤

（「特掲診療料の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号））

使用薬剤の薬価（薬価基準）の別表第4部歯科用薬剤外用薬（1）に掲げる薬剤
及び別表第十一に掲げる薬剤